

伊 勢 市 公 報

第 46 号
平成 19 年 10 月 5 日
金 曜 日

目 次

	頁
消防訓令	
○ 伊勢市消防本部及び消防署文書取扱規程の一部を改正する規程	2
固定資産評価委員会訓令	
○ 伊勢市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程	4
農業委員会訓令	
○ 農業経営基盤強化促進法第 27 条第 1 項に基づく農業委員会の指導に関する手続き規程	6
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程	10
告 示	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	12
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	13
選挙管理委員会告示	
○ 小俣町土地改良区総代選挙関係	
・ 選挙期日等について	14
・ 選挙長の行う告示の方法について	15
・ 候補者届出書等の提出場所について	16
・ 候補者届出書等の様式について	17
・ 投票用紙等に押すべき印について	18
・ 選挙長及び同職務代理者の選任について	19
・ 選挙立会人の選任について	20
・ 投票用紙の様式について	21
・ 当選した者の住所及び氏名について	23
小俣町土地改良区総代選挙選挙長告示	
・ 候補者の届出について	25
・ 無投票の確定について	27
・ 選挙会の日時及び場所について	28
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	29
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	30
公 告	
○ 犬の抑留について	31
○ 犬の抑留について	32
○ 犬の抑留について	33
○ 農用地利用集積計画の作成について	34
病院公告	
○ 職員採用試験の実施について	35

伊勢市消防本部及び消防署文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 9 月 28 日

伊勢市消防長 西 田 恒 郎

伊勢市消防本部訓令第3号

伊勢市消防本部及び消防署文書取扱規程の一部を改正する規程

伊勢市消防本部及び消防署文書取扱規程（平成17年伊勢市消防本部訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第5条中「小包等」を「郵便物等」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

伊勢市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程を次のよう

に定める。

平成 19 年 9 月 28 日

伊勢市固定資産評価審査委員会

委員長 西 田 和 之

伊勢市固定資産評価審査委員会訓令第1号

伊勢市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程

伊勢市固定資産評価審査委員会規程(平成17年伊勢市固定資産評価審査委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第6条中「郵便」の次に「若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便」を加える。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

農業経営基盤強化促進法第 27 条第 1 項に基づく農業委員会の指導に関

する手続き規程を次のように定める。

平成 19 年 9 月 27 日

伊勢市農業委員会

会長 中 川 堯

伊勢市農業委員会訓令第3号

農業経営基盤強化促進法第27条第1項に基づく農業委員会の指導
に関する手続き規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、伊勢市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に基づき行う要活用農地に対する適正な指導（以下「指導」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指導要領)

第2条 農業委員会は、指導の方針、指導の内容等を定めた指導要領を定めるものとする。

(指導意見書)

第3条 農業委員会の委員は、前条の指導要領に照らして指導を要すると考えられる要活用農地について、あらかじめ当該要活用農地の利用実態について調査を行い、当該要活用農地の利用状況、当該要活用農地の所有者又はその要活用農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）の営農状況、周辺農用地の利用状況、指導の必要性についての意見等を記載した指導意見書（様式第1号）を作成し、農業委員会に提出するものとする。

(指導)

第4条 農業委員会は、前条の指導意見書をもとに、法第6条に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の達成に資する見地から、当該要活用農地の農業上の利用の増進を図る必要があると認める場合には、農業委員会の総会又は農地部会の議決を経て、当該要活用農地の所有者等に対し必要な指導を行うものとする。

(指導委員)

第5条 農業委員会は、前条の規定により指導を行おうとする場合は、農業委員会の委員の中から指導委員2人を指名し、当該委員をして指導を行わせるものとする。この場合において、農業委員長名で次に掲げる事項を記載した指導書（様式第2号）を作成し、当該要活用農地の所有者等に通知するものとする。

(1) 指導対象要活用農地の所在地、地番、面積等

(2) 指導の趣旨

(3) 指導委員の氏名

（指導方法）

第6条 指導委員は、第2条の指導要領に基づき指導を行うものとする。

（指導報告書）

第7条 指導委員は、指導の経過、指導対象要活用農地の利用状況、市長への通知要請の要否についての意見等を記載した指導報告書（様式第3号）を作成し、農業委員会に報告するものとする。

（通知要請）

第8条 農業委員会は、前条の指導報告書をもとに、法第27条第2項に規定する市長への通知要請の要否の判定を行うものとする。この場合において、農業委員会の総会又は農地部会の議決を経るものとする。

（市長への提出）

第9条 前条の判定の結果、市長に通知の要請を行う場合は、農業委員長名の通知要請書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（指導報告書案の作成）

第10条 農業委員会事務局の職員は、農業委員又は指導委員の指示のもとに、第3条の要活用農地の利用実態についての調査を行い、第7条の指導報告書の案を作成するものとする。

（補則）

第 11 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次の

ように定める。

平成 19 年 9 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市上下水道事業管理規程第7号

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の表及び別表第2の3の表中固定資産の部投資の款投資有価証券の項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、流動資産の部現金預金の款現金の項中「郵便為替証書、郵便振替貯金証書」を削る。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。ただし、別表第1の3の表及び別表第2の3の表の改正規定（流動資産の部現金預金の款現金の項の改正規定を除く。）は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日（平成19年9月30日）から施行する。

伊勢市告示第 107 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、櫛樟尾会から次のとおり変更の届出がありましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 19 年 9 月 21 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 尾 西 康 弘

伊勢市楠部町 2063 番地

変更後 泉 隆 司

伊勢市楠部町 1822 番地

伊勢市教育委員会告示第8号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成19年9月19日

伊勢市教育委員会
委員長 角前 泰之

記

- 1 日 時 平成19年9月26日(水)午後6時30分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会小俣総合支所 2階第1・2会議室
- 3 会議に付する事件

議案第25号 伊勢市子ども読書活動推進計画策定委員会委員の任命に
ついて

伊勢市選管告示第 55 号

平成 19 年 8 月 1 日小俣町土地改良区設立に伴う小俣町土地改良区総代選挙について、下記のとおり執行します。

平成 19 年 9 月 19 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

- | | |
|-------------|----------------------|
| 1 選挙を行うべき事由 | 合併に伴う小俣町土地改良区の設立 |
| 2 選挙期日 | 平成 19 年 9 月 26 日 (水) |
| 3 投票時間 | 午前 9 時から午後 3 時まで |
| 4 選挙すべき総代数 | 35 人 |

伊勢市選管告示第 56 号

平成 19 年 9 月 26 日執行の小俣町土地改良区総代選挙における選挙長の行う告示は、
伊勢市公告式条例によります。

平成 19 年 9 月 19 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

伊勢市選管告示第 57 号

平成 19 年 9 月 26 日執行の小俣町土地改良区総代選挙における候補者届出書等の提出場所を、下記のとおり定めます。

平成 19 年 9 月 19 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

記

提出場所 伊勢市小俣町本町 3 番地
小俣町土地改良区事務所

伊勢市選管告示第 58 号

平成 19 年 9 月 26 日執行の小俣町土地改良区総代選挙における候補者届出書等の様式を、下記のとおり定めます。

平成 19 年 9 月 19 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

記

1 候補者届出書

公職選挙法施行規則別記第 19 号様式のうち添付書類欄を除き横書きとし、これを準用する。

2 候補者辞届出書

公職選挙法施行規則別記第 16 号様式の 17 を横書きとし、これを準用する。

伊勢市選管告示第 59 号

平成 19 年 9 月 26 日執行の小俣町土地改良区総代選挙に用いる投票用紙等に押すべき印を、下記のとおり定めます。

平成 19 年 9 月 19 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

記

伊勢市選管告示第 60 号

平成 19 年 9 月 26 日執行の小俣町土地改良区総代選挙における選挙長及び同職務代理者を、下記のとおり選任します。

平成 19 年 9 月 19 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

記

選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	岩尾 隆生	省略	山本 隆博

伊勢市選管告示第 61 号

平成 19 年 9 月 26 日執行の小俣町土地改良区総代選挙における選挙立会人を、下記
のとおり選任します。

平成 19 年 9 月 19 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

記

選 挙 立 会 人			
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	西井 正	省略	辻 敏和

伊勢市選管告示第 62 号

小俣町土地改良区総代選挙における投票用紙の様式を別紙のとおり定めます。

平成 19 年 9 月 19 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

平成十九年
執行

小俣町土地改良区総代選挙投票

○ 注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

伊勢市
選挙管理
委員会印

こうほしゃしめい
候補者氏名

--

伊勢市選管告示第 63 号

平成 19 年 9 月 26 日執行の小俣町土地改良区総代選挙において、土地改良法施行令第 21 条第 1 項の規定による当選人の報告を受け、同令第 22 条第 2 項の規定により当選証書を附与したので、同令第 21 条第 2 項の規定並びに同令第 22 条第 2 項の規定により、下記のとおりその者の住所及び氏名を告示する。

平成 19 年 9 月 28 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

記

小俣町土地改良区総代選挙当選人

別紙当選人一覧表のとおり

小俣町土地改良区総代選挙当選人一覧表

(定数35人 当選人35人)

住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	みやかど しょうじ 宮門 昭司	省略	あずま じょうたろう 東 丈太郎
省略	いけやま たかし 池山 隆	省略	みやもと りょういち 宮本 良一
省略	みよし しんぞう 三好 信蔵	省略	たかはた ひろふみ 高畑 博文
省略	たけべ かずひろ 竹部 和博	省略	みなみ よしはる 南 喜治
省略	みやかど えいじ 宮門 永治	省略	なかにし さだお 中西 貞夫
省略	あみや たかお 阿宮 隆生	省略	にしだ さかえ 西田 栄
省略	あさもり やすのり 朝守 保則	省略	せこぐち はるお 世古口 治夫
省略	いわお やすし 岩尾 安	省略	とよだ むねはる 豊田 宗春
省略	おくだ しゅういち 奥田 修一	省略	すずい のりお 鈴井 紀夫
省略	こばやし まさゆき 小林 正幸	省略	さくらもと まさあき 櫻本 正章
省略	おくの たかし 奥野 隆史	省略	わたなべ ひさし 渡邊 尚
省略	なかやま みちお 中山 道男	省略	わたなべ よしかず 渡辺 吉和
省略	こばやし ちえこ 小林千枝子	省略	なかがわ まる守 中川 守
省略	なかお よしみ 中尾 義實	省略	まつもと あきら 松本 章
省略	やまにし ひろしげ 山西 弘重		
省略	おくの たくじ 奥野 拓司		
省略	なかい きんじ 中井 金治		
省略	なかもり まさき 中森 正樹		
省略	くらの あきひこ 倉野 明彦		
省略	まつや のぼる 松家 昇		
省略	みやもと はるし 宮本 晴司		

小俣町土改選選挙長告示第1号

平成19年9月26日執行の小俣町土地改良区総代選挙における候補者として、別紙のとおり届出がありました。

平成19年9月20日

小俣町土地改良区総代選挙
選挙長 岩尾 隆生

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	9.20	本人	みやかど しょうじ 宮門 昭司	男	省略	S.11.10.29	70	無所属	農 業
2	9.20	本人	いけやま たかし 池山 隆	男	省略	S.24.7.7	58	無所属	会社員
3	9.20	本人	みよし しんぞう 三好 信蔵	男	省略	S.2.1.25	80	無所属	農 業
4	9.20	本人	たけべ かずひろ 竹部 和博	男	省略	S.24.4.27	58	無所属	農 業
5	9.20	本人	みやかど えいじ 宮門 永治	男	省略	S.24.7.24	58	無所属	会社員
6	9.20	本人	あみや たかお 阿宮 隆生	男	省略	S.9.7.22	73	無所属	農 業
7	9.20	本人	あさもり やすのり 朝守 保則	男	省略	S.29.3.27	53	無所属	農 業
8	9.20	本人	いわお やすし 岩尾 安	男	省略	S.16.7.2	66	無所属	農 業
9	9.20	本人	おくだ しゅういち 奥田 修一	男	省略	S.14.8.30	68	無所属	農 業
10	9.20	本人	こばやし まさゆき 小林 正幸	男	省略	S.45.10.13	36	無所属	公務員
11	9.20	本人	おくの たかし 奥野 隆史	男	省略	S.32.1.20	50	無所属	農 業
12	9.20	本人	なかやま みちお 中山 道男	男	省略	S.31.2.26	51	無所属	農 業
13	9.20	本人	こばやし ちえこ 小林 千枝子	女	省略	S.9.7.15	73	無所属	農 業
14	9.20	本人	なかお よしみ 中尾 義實	男	省略	S.10.9.4	72	無所属	農 業
15	9.20	本人	やまにし ひろしげ 山西 弘重	男	省略	S.31.5.18	51	無所属	会社員
16	9.20	本人	おくの たくじ 奥野 拓司	男	省略	S.37.10.3	44	無所属	農 業
17	9.20	本人	なかい きんじ 中井 金治	男	省略	S.5.11.20	76	無所属	農 業
18	9.20	本人	なかもり まさき 中森 正樹	男	省略	T.14.5.9	82	無所属	農 業
19	9.20	本人	くらの あきひこ 倉野 明彦	男	省略	S.18.3.25	64	無所属	会社員
20	9.20	本人	まつや のぼる 松家 昇	男	省略	S.22.6.1	60	無所属	農 業
21	9.20	本人	みやもと はるし 宮本 晴司	男	省略	S.24.9.28	57	無所属	会社員
22	9.20	本人	あずま じょうたろう 東 丈太郎	男	省略	S.15.3.5	67	無所属	農 業
23	9.20	本人	みやもと りょういち 宮本 良一	男	省略	S.22.11.7	59	無所属	農 業
24	9.20	本人	たかはた ひろふみ 高畑 博文	男	省略	S.36.7.8	46	無所属	会社員兼農業
25	9.20	本人	みなみ よしはる 南 喜治	男	省略	S.24.3.24	58	無所属	農 業
26	9.20	本人	なかにし さだお 中西 貞夫	男	省略	S.23.11.4	58	無所属	農 業
27	9.20	本人	にしだ さかえ 西田 栄	男	省略	S.24.2.20	58	無所属	農 業
28	9.20	本人	せ ごとち はるお 世古口 治夫	男	省略	S.16.2.7	66	無所属	農 業
29	9.20	本人	とよだ むねはる 豊田 宗春	男	省略	S.15.1.1	67	無所属	農 業
30	9.20	本人	すずい のりお 鈴井 紀夫	男	省略	S.15.2.5	67	無所属	農 業
31	9.20	本人	さくらもと まさあき 櫻本 正章	男	省略	S.27.9.4	55	無所属	農 業
32	9.20	本人	わたなべ ひさし 渡邊 尚	男	省略	S.8.2.13	74	無所属	農 業
33	9.20	本人	わたなべ よしかず 渡邊 吉和	男	省略	S.24.10.10	57	無所属	農 業
34	9.20	本人	なかがわ まもる 中川 守	男	省略	S.14.7.27	68	無所属	農 業
35	9.20	本人	まつもと あきら 松本 章	男	省略	S.22.11.3	59	無所属	農 業

小俣町土改選選挙長告示第2号

平成19年9月26日執行の小俣町土地改良区総代選挙において、届出のあった候補者がその選挙における総代の定数を超えないため、投票は行ないません。

平成19年9月20日

小俣町土地改良区総代選挙
選挙長 岩尾 隆生

小俣町土改選選挙長告示第3号

平成19年9月26日執行の小俣町土地改良区総代選挙における選挙会の日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成19年9月20日

小俣町土地改良区総代選挙
選挙長 岩尾 隆生

記

- 1 日 時 平成19年9月26日（水） 午前10時
- 2 場 所 伊勢市小俣町本町3番地
伊勢市小俣農村環境改善センター

伊勢市上下水道事業告示第 55 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 19 年 9 月 21 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
276	株式会社 クラシアン	大阪府堺市中区深井清 水町 3544 番地 3	平成 19 年 9 月 20 日

伊勢市上下水道事業告示第 56 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 19 年 9 月 21 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
108	大王水道設備	志摩市阿児町甲賀 4027 番地 2	平成 19 年 9 月 14 日
316	山本設備	度会郡南伊勢町迫間浦 473 番地	平成 19 年 9 月 14 日

伊勢市公告第 60 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 19 年 9 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市古市	純血 (犬種不明)	白	不明	中	91 日以上	

2 抑留した日 平成 19 年 9 月 14 日

3 抑留期限 平成 19 年 9 月 20 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 61 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 19 年 9 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市小俣	チワワ (雑)	濃い グレー	不明	小	91 日以上	リードあり

2 抑留した日 平成 19 年 9 月 14 日

3 抑留期限 平成 19 年 9 月 20 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 62 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 19 年 9 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市二俣	雑種	うす茶	雄	中	91 日以上	青い首輪

2 抑留した日 平成 19 年 9 月 18 日

3 抑留期限 平成 19 年 9 月 20 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 63 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 19 年 9 月 20 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（所有権移転）

所有権を移転する人	所有権の移転を受ける人	所有権移転面積	備 考
1 人	1 人	991 m ²	売買

伊勢市病院事業公告第7号

次のとおり職員の採用試験を行います。

平成19年9月28日

伊勢市病院事業管理者 世古口 務

1 採用職種及び採用予定者数

看護師 15人程度（随時採用予定）

2 受験資格

次の各号に該当する者

- (1) 昭和27年4月2日以降に生まれた方で、看護師の免許を有する方
- (2) 市立伊勢総合病院に通勤ができ、かつ、夜間勤務が可能な方
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）の規定に該当しない方
- (4) 日本国籍を有しない方（外国籍の方）は、永住者又は特別永住者の在留資格を有すること。

なお、外国籍の方は、採用後公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職には任用できません。

3 試験の方法

小論文及び口述試験（面接）

4 受験手続

(1) 申込方法

市立伊勢総合病院総務課において交付する受験申込書に必要事項を記入し、写真をはり付けた上、次の書類を添えて、受験者本人が持参するか、又は郵送してください。

添 付 す る 書 類
①住民票の写し（本人のみ）
②返信用封筒2通（80円切手をはり付けて、連絡先の住所及び氏名を記入すること。）
③当該免許証の写し
④日本国籍を有しない方（外国籍の方）は、永住者又は特別永住者の在留資格を証する書類

(2) 申込受付

随時。ただし、平成20年1月31日（木）まで

（午前8時30分から午後5時15分まで。日曜日、土曜日及び祝日は除きます。）

5 試験の日時及び場所

日時及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

6 合格者の決定及び発表

(1) 決定方法

試験の結果に基づいて決定します。

(2) 発表

試験実施後速やかに受験者に通知します。

7 採用予定年月日

合格者との協議によります。

8 給与

伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第124号）及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年病院事業管理規程第16号）の規定に基づき支給します。

9 その他

この試験についての問い合わせは、市立伊勢総合病院総務課へしてください。

（電話 0596-25-5111 内線213、214）

郵送の場合の送り先は次のとおりです。

なお、朱書きで「職員採用受験申込書」と記入してください。また、書類に不備があり受理できない場合、至急連絡する必要があるため、申込書には必ず連絡先（電話番号）を記入してください。

〒516-0014 伊勢市楠部町3038番地 市立伊勢総合病院総務課